

# 新高級鵜飼観覧船デザイン・施工等業務委託 基本仕様書

## 1 業務の名称

新高級鵜飼観覧船デザイン・施工等業務委託

## 2 業務場所

岐阜市長が指定する場所

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

## 4 業務の目的

本業務は、持続可能な鵜飼観覧船事業を目指すうえで、事業の高付加価値化を推進し、「ぎふ長良川の鵜飼」のブランド強化、観覧船顧客層の拡大（富裕層の獲得）を図るため、既存の高級鵜飼観覧船を上回る体験を提供できるコンテンツとして、フラッグシップとなる新たな高級鵜飼観覧船（以下、「新造船」という。）を制作する。

## 5 業務内容

### （1）新造船1隻のデザイン及び設計・施工（船体部分を除く）

#### ① 新造船の基本仕様

- ・船の種類 木造船（船外機の脱着可能な櫓櫓船）
- ・船のサイズ 従前の30人乗り観覧船と同等

（参考）30人乗り観覧船の諸元

全長：約15.9m 幅：約2.7m 空重量：約2.5t

- ・船の定員 16名以内

#### ② デザイン及び設計・施工の範囲

- ・発注者が制作する船体、屋形部分を基に、鵜飼観覧船としてトータルデザイン及び設計、施工を行うものとする。（別図参照のこと）

a)客室内装（椅子、テーブルなどの設備、床板など船体に付属する部分及び天井、照明など屋形に付属する部分等）

b)外装（船体及び屋形。船首、船尾の船内部分を含む）

c)上記以外に、提案内容の実現に必要な部分

#### ③ デザインコンセプト

- ・ぎふ長良川の鵜飼観覧船のフラッグシップ
- ・「乗る」「食べる」「見る」「おもてなし」のすべての観点で、既存の高級鵜飼観覧船を上回る乗船体験を実現する空間づくり

※「乗る」：乗船から下船までの乗船体験を極上のものとする

「食べる」：船内での食事や歓談を快適に楽しむ

「見る」：すべての乗船客が鵜飼漁の魅力を最大限に鑑賞できる

「おもてなし」：充実したサービスを行うための機能やスタッフの動線の確保など

- ・日本遺産『信長公のおもてなし』が息づく戦国城下町・岐阜」にちなみ「日本」「戦国」の

文化を国内外にアピール

④ 新造船の運用方法

- ・貸切船として運用
- ・使用料：40万円（鵜飼観覧船として使用する場合）  
※オフシーズンや日中など、鵜飼観覧以外の使用も想定

⑤ 新造船の構造に関する指定事項

- ・船舶安全法（昭和八年法律第十一号）に基づく船舶検査の基準を満たすこと
- ・空重量が3tを超えない範囲の重量とすることが望ましく、あわせて低重心化を図ること  
（船体：2.3t 屋形等それ以外の設備：0.7t程度）
- ・船同士の軽微な接触に耐えうる強度の確保と破損防止の設えを行うこと  
（屋根端部は緩衝部材が望ましい）
- ・外観は鵜飼漁に影響を及ぼさない色彩とすること  
（鵜は明るい色を警戒するため、暗めの色が好ましい）
- ・操船用の竿や櫂を不使用時に船に備え付けておける機能を確保すること
- ・自然環境（雨・風・日照）に対し耐久性の高い素材を用いること
- ・客室の床面から手すり上部までの高さを75cm以上確保すること
- ・操船時に、船尾の船員が船の前方を見通せること
- ・点検や排水のため、客室床板の一部を開口できること
- ・船外機の取付場所を確保すること（発注者と要協議）

⑥ 新造船の設備、装備品に関する指定事項

- ・長時間快適に過ごすことができ、鵜飼観覧に適した定員分の椅子、テーブルを設置すること
- ・法定備品を収納する棚等を設けること（別表「新造船法定備品等」のとおり）
- ・調光可能な照明を設置すること
- ・運航しない日中の客室部への日光の入り込みや、荒天時の風雨の入り込みによる船の劣化を防止するため、客室部を保護する船囲い等を設置すること。なお、船囲い等は取り外しが可能な仕様とすること
- ・荒天時の運航に使用する風雨除け（取付器具を含む）は鵜飼観覧の支障にならないよう取り外し又は収納可能なものを設置すること。なお、天候急変時に、簡易に対応できるものとする

⑦ 既存の高級鵜飼観覧船及び普通観覧船における課題等の解決に向けた提案事項（例示）

- ・気候、天候、虫等、自然環境下における船内の快適性の向上
- ・様々な飲食提供サービスへの対応
- ・手荷物の収納 など

⑧ 図面等の作成

- ・①～⑦の実施に必要となる図面（デザイン図・平面図・立面図）を作成すること
- ・市が制作する船体部分についても、発注者と協議のうえ採寸し、図面を作成すること
- ・上記以外に、発注者の求めに応じ、必要な資料を提出すること

⑨ 施工に関する事項

- ・本業務の施工は、⑧の図面を発注者に提出し、内容の確認を受けた後に実施すること

（2）広報物の作成等

- ・契約締結後、発注者と協議の上、新造船の広報用チラシ、ポスターをデザインし、印刷用版下を製作すること。版下は、発注者の指定する方法でデジタルデータとして納品すること

## 6 その他

### (1) 施工施設の貸与

委託期間において受注者が希望する場合、施工施設として岐阜市鵜飼観覧船造船所（岐阜市湊町 391-4 及び 391-7）の一部（90 m<sup>2</sup>程度：屋根付き）を、市職員立会いのもと、使用することができる。その場合、原則として工具は受注者が持ち込むこと

また、当該施設を使用できる日時は平日の午前 9 時～午後 5 時とする。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

### (2) 納入場所

新造船の納入場所は、岐阜市湊町 1-2 地先の発注者が管理する鵜飼観覧船係留場とする。

ただし、納入場所への運搬方法については、発注者と協議すること

### (3) 川への引き下ろし

新造船の川への引き下ろしは発注者が行う。

## 7 知的財産権

本業務による新造船及び図面等（以下、「成果物等」という。）に関する知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。以下同じ。）は、受注者に帰属する。

受注者は、知的財産権に基づいて、発注者がその実施する鵜飼観覧船事業において成果物等は無償で独占的に利用することを許諾する。ただし、発注者が成果物等の複製、翻案、改変等を行うときは、受注者に協議しなければならない。

## 8 委託料の支払い

本業務の委託料については、受注者の求めに応じ、契約金額の 10 分の 3 以内の前払金を支払うことが出来るものとし、残額については業務の完了検査後に一括して支払うものとする。

## 9 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 10 留意事項

(1) 契約金額には、材料費、施工費、交通費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

(2) 本業務の全部を第三者に委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、発注者に書面により申請し、承認を得ること

また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。

(3) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとする。

(4) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(5) 受注者は、岐阜市公契約条例等関係法令を遵守すること

(6) 受注者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること

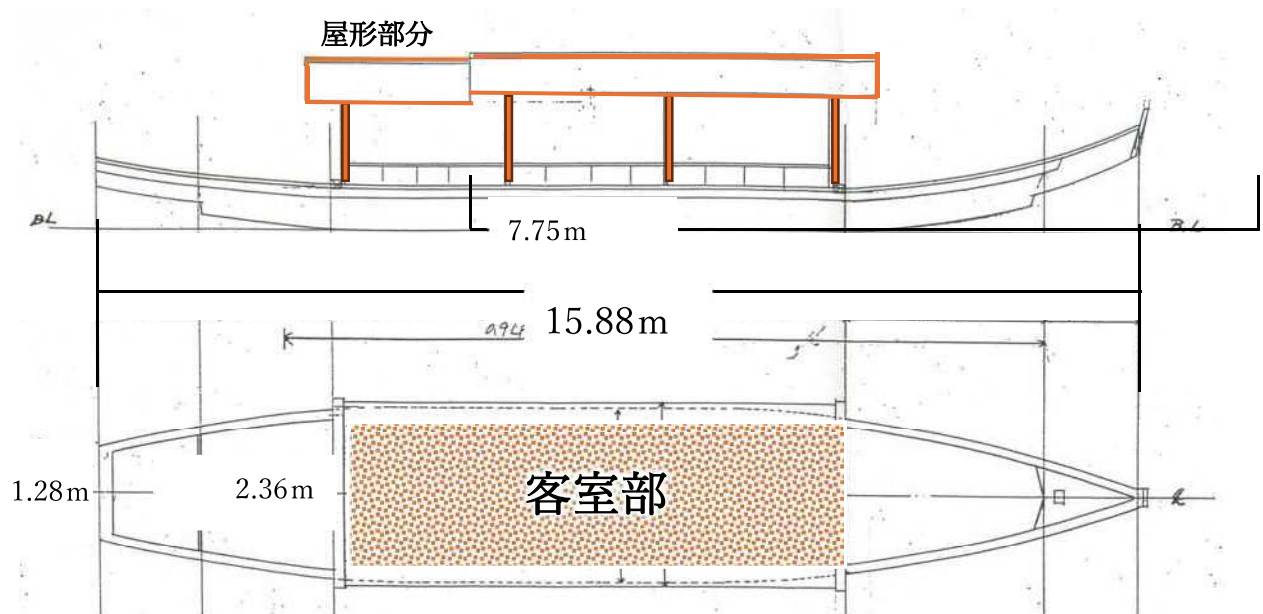
新造船法定備品等

旅客船(旅客定員が12人を超える船舶)

| 区分   | 法定備品等                    | 個数                                                  |                                                                                                                                  |
|------|--------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 係船設備 | 係船索(ロープ)                 | 2本                                                  |                                                                                                                                  |
|      | アンカー(いかり)                | 1個                                                  |                                                                                                                                  |
|      | アンカーチェーン又は索(ロープ)         | 1本                                                  |                                                                                                                                  |
| 救命設備 | 小型船舶用膨脹式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器 | 定員の50%                                              |                                                                                                                                  |
|      | 小型船舶用救命胴衣                | 搭載可能な胴衣のTYPEは次のとおり<br>・TYPE A<br>・TYPE B<br>・TYPE C | 小型船舶用救命クッションでもよい<br>「TYPE A」から「TYPE C」の胴衣の違いは次のとおり<br>TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの<br>TYPE B…反射材の要件が省略されたもの<br>TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの |
|      | 小型船舶用救命浮環又は小型船舶用救命浮輪     | 1個                                                  |                                                                                                                                  |
| 無線設備 | 無線電信又は無線電話               | 1個                                                  |                                                                                                                                  |
| 消防設備 | 小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器   | 1個                                                  | 赤バケツ等を備えるものは消火器を1個減じてよい                                                                                                          |
|      | 赤バケツ                     | 1個                                                  | 消火器の代替物との兼用は不可                                                                                                                   |
| 排水設備 | バケツ及びあかくみ                | 各1個                                                 | 無動力船、船外機船及び湖川港内のみを航行するものはバケツ(消防用と兼用可)1個でよい                                                                                       |
| 船灯   | 白灯                       | 1個                                                  | 航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)に限定され、夜間航行するものは白色灯1個でよい                                                                                  |
| 一般備品 | ドライバー                    | 1組                                                  |                                                                                                                                  |
|      | レンチ                      | 1組                                                  | モンレンチ1個でも可                                                                                                                       |
|      | ブライヤー                    | 1個                                                  |                                                                                                                                  |
|      | ブラグレンチ                   | 1個                                                  |                                                                                                                                  |
| 表示   | 最大搭載人員表示                 | 必要                                                  | 遊漁船など不特定多数の人が乗船する場合「(旅客人)」の表示の併記が必要                                                                                              |
|      | 救命胴衣「格納・着用」表示            | 必要                                                  | 容易に視認できる場所に積付けけるものは「格納場所」の表示省略可                                                                                                  |

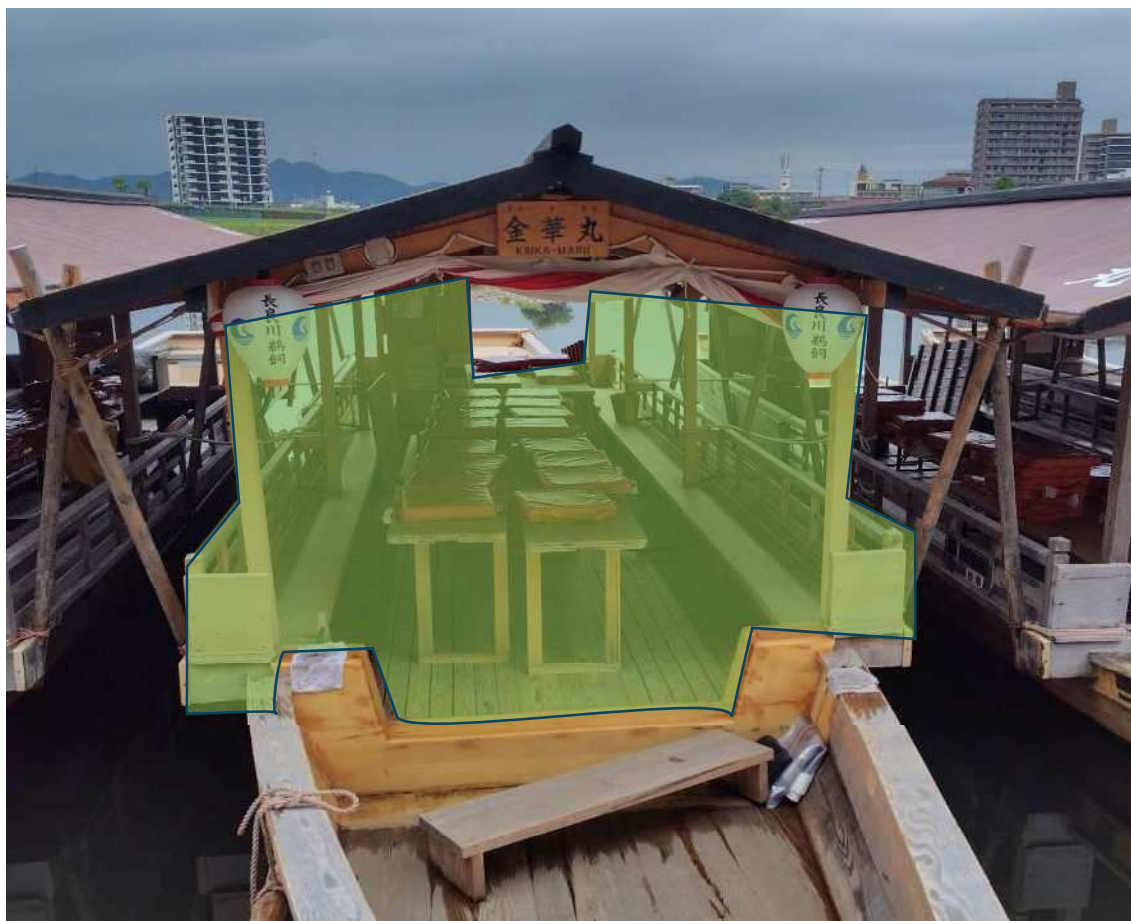
| 必要備品               | 内容                                                                                            |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船灯                 | 白色灯などの備付（既存の高級鵜飼観覧船は提灯で代用）                                                                    |
| 船名表示               | 外部から視認しやすい場所に1か所以上。<br>（既存の高級鵜飼観覧船は提灯に表示）                                                     |
| 船舶検査済票の掲示スペース      | 外部から視認しやすい場所に2か所掲示する                                                                          |
| 法定掲示物、注意事項等の掲示スペース | 船内の視認しやすい場所<br>大きさ：W960mm×H800mm程度 分割可能<br>掲示内容：最大搭載人員（旅客定員）、<br>航路図、乗船時の注意事項、救命用具の使い方など      |
| 救命用具（人数分）の収納スペース   | TYPE Cを船の定員数分<br>既存の高級鵜飼観覧船は足元に収納                                                             |
| バッテリーや法定設備の収納スペース  | 船室後方<br>収納物：バッテリー、船舶検査証、消火バケツ（各1個）<br>乗船客用傘（5～10本）、スリッパ（定員数分）など<br>大きさ：W960mm×H800mm×D300mm程度 |

## 【デザイン及び設計・施工の範囲 別図】



屋形部分（緑の線で囲った屋根と、それを支える柱を指す）

発注者が屋形部分を制作 屋形の装飾は**受注者の対応範囲**



客室部（緑の線で囲まれた屋根の下の空間を指す。）

客室内装（椅子、テーブルなどの設備、床板など船体に付属する部分を含む）  
 については、**受注者の対応範囲**



船体（屋形部分や客室部の装飾を除く 船の構造体そのものを指します）

※発注者が制作

【その他参考】



令和7年度就航 金華丸（30人乗りサイズ）



船後方 船外機脱着箇所



既存の高級観覧船